

## 入札説明書

令和元年札幌市告示第 4200 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和元年 8 月 8 日

2 契約担当部局 〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目  
札幌市厚別区市民部総務企画課庶務係  
電話 011-895-2419 FAX 011-895-5930

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

札幌市厚別区役所で使用する電力

(2) 調達案件の特質等 仕様書による。

(3) 調達期間 令和元年 10 月 1 日 0 時から令和 2 年 9 月 30 日 24 時まで

(4) 需要施設及び予定使用電力量

札幌市厚別区役所 858,928 kWh

(供給地点特定番号 01-1033-2402-4021-0550-4000)

(5) 入札方法

総価で行う。入札金額は、仕様書等に示した契約電力及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む）を乗じて得た額の合計の 110 分の 100 に相当する金額を入札書（別紙 1）に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

また、以上の単価は銭単位までの記載を可能とするが、内訳書の各月の基本料金及び電力量料金の月額小計に、1 円未満の端数があるときは、その全部を切り捨てた金額を記入すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 2 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「卸売業」・中分類「電力業」・小分類「電力供給業」に登録されている者であること。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けた者又は同法第 2 条第 1 項第 9 号に基づく一般送配

電事業者としての許可を受けた者であること。

- (4) 本公告に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でない者であること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していない者であること。

## 5 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
前記2に同じ。

なお、入札説明書等は以下の札幌市厚別区ホームページからダウンロードすることができる。

URL：<http://www.city.sapporo.jp/atsubetsu/sonota/keiyaku/ippankyoso.html>

- (2) 一般競争入札参加資格審査書類の提出

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほか、下記の書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 電力供給誓約書（別紙2）

イ 接続供給契約に関する証明書(写)（ただし、一般送配電事業者は提出不要とする。）

- (3) 入札書及び審査書類の提出

入札参加者は、入札書（入札書別紙の契約単価積算内訳書を含む。）及び前記(2)の審査書類を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限及び提出先

（ア）提出期限 令和元年9月3日（火）17時00分（送付の場合は必着のこと。）

（イ）提出場所 前記2と同じ

イ 提出方法

持参又は送付による。なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提出に当たっての留意事項

（ア）作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和元年9月4日9時30分開札〔札幌市厚別区役所で使用する電力〕の入札書在中」の旨を記載すること。

（イ）持参による提出の場合は、前記(ア)により作成した封書に、前記(2)の審査書類を添えて、前記2の場所に前記アの提出期限までに提出すること。

（ウ）送付により提出する場合は、前記(ア)により作成した封書のほか、前記(2)の審査書類を同一の封筒に入れ（二重封筒とすること。外封に「令和元年9月4日9時30分開札〔札幌市厚別区役所で使用する電力〕の入札書在中」の旨を記載し、前記2宛に前記アの提出期限までに必着するよう送付すること。

(エ) 入札参加者は、いったん提出した入札書及び審査書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状（別紙3）を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、封印した入札書のほか、前記(2)の審査書類を添付して、前記(3)アの提出期限までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、入札書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

## 6 開札等

(1) 開札の日時及び場所

令和元年9月4日（水）9時30分

札幌市厚別区役所2階A会議室（札幌市厚別区厚別中央1条5丁目）

(2) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第4条及び第41条により定められた入札参加資格要件の審査のため、書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定

された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札書は無効とする。

#### (4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

### 7 入札説明書等の質問

#### (1) 質問の提出方法

質問事項について、質問票(別紙4)に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくは送付又はFAXにより、前記2の契約担当部局へ提出すること。

#### (2) 提出期限 令和元年8月26日(月)12時00分まで

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和元年8月29日(木)以降一括して前記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市厚別区ホームページに掲載する。

### 8 その他

#### (1) 入札保証金 免除

#### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

#### (3) 落札者の決定方法

##### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

##### イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### (4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき

(5) 契約方法

落札者が入札において提示した月単位の基本料金及び電力量料金の単価で契約する。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、決定の日の翌日から起算し10日以内まで（ただし、10日目が土曜日、日曜日及び休日となる場合はその翌開庁日まで）に契約書を取り交わすものとし、期限内に契約書の取り交わしがない場合は、落札を取り消すこととする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 別紙5のとおり

以 上